

社会福祉法人青風会役員の報酬並びに費用弁償支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人青風会役員（以下「役員」という。）に対する報酬並びに費用弁償の支給について必要な事項を定める。

(報酬等)

第2条 役員の報酬の額は、つぎのとおりとする。

- | | | |
|----------------|----|----------|
| (1) 理事長 | 月額 | 180,000円 |
| (2) 理事・監事 | 日額 | 3,110円 |
| (3) 評議員 | 日額 | 3,110円 |
| (4) 評議員選任・解任委員 | 日額 | 3,110円 |
- (5) 理事長を除く各役員において、施設の職員である役員については本規程を適用しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第3条 月額報酬を受けている者に対しては、就任した日から支給し、その職を離れたときは、その日の分まで支給する。

2 日額報酬を受ける者に対しては、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席したその都度支給する。

(旅費及び費用弁償)

第4条 役員が職務のために出張したときは、必要な旅費及び費用弁償を支給する。

附 則

この規程は、平成13年12月1日から施行する。

平成16年10月1日 改正

平成25年4月1日 改正

平成29年4月1日 改正

平成30年12月18日 改正